

国立市立国立第二小学校校庭等開放利用規約

1 目的

この規約は、国立市立国立第二小学校の校庭（芝生）、遊具広場、二松前広場、体育館前広場（以下「校庭等」）を、学校教育に支障のない範囲内において開放し、子供の体力向上を図るとともに、芝生や人との関わりやふれあいを通して、豊かな心情を育むことを目的とする。

2 開放事業の運営

校庭等の開放の円滑な運営を図るため、国立第二小学校芝生維持委員会がこの事業の運営を行う。

3 開放日時

開放する日時は原則として次のとおりとする。

(1) 平日（学校で授業が行われている平日及び授業のある休日）

夏期（4月～9月）は児童下校後から17時30分、冬期（10月～3月）は児童下校後から16時30分とする。開放終了時刻の合図は、国立市防災行政無線による定時チャイムとする。ただし、春季休業日は、9時から16時30分とする。

(2) 休日（学校で授業が行われていない休日及び長季休業日）

夏期（4月～9月）は9時から17時30分、冬期（10月～3月）は9時から16時30分とする。

※ 登録団体が校庭（芝生）の使用をしている際は、校庭（芝生）の利用はできない。

※ ほうかごキッズがある日は、ほうかごキッズに参加して、校庭等を利用できる。

※ 芝生維持委員会は、前項の規定にかかわらず、学校の教育活動や開放事業の運営上必要があると認めたときは、開放日時を変更することができる。

4 開放利用者の範囲

(1) 開放利用者とは、国立第二小学校在籍児童、本校を卒業した同窓生、本校就学予定の未就学児童、それらの保護者、国立第二小学校地域関係者とする。

(2) 開放利用者は、「開放利用登録」を行い、登録後利用する。開放利用者の管理は、芝生維持委員会事務局が行う。登録は年度更新とする。（別紙 登録申込書）

5 開放利用者の責任

校庭利用団体の責任者及び利用者、利用者の保護者は、当該利用団体または当該利用者が施設を利用し、自ら行う催しについて参加者に発生した損害に対し、その責任を負うものとする。

6 利用の損害賠償

利用者が施設、設備の利用に当たって、その施設及び設備に損害を加えたときは、利用者に故意または重過失がある場合にはこれを賠償する。

令和 5 年（2023 年） 4 月 10 日

保護者の皆様

芝生維持委員会

事務局長 内田 辰彦

国立第二小学校「校庭等開放」利用者登録申込みについて

国立第二小学校では、芝生化された校庭等（校庭【芝生】、遊具広場、二松前広場、体育館前広場）を学校で行う教育活動だけではなく、地域の活動等にも活用し、子供の体力向上を図るとともに、芝生や人との関わり、ふれあいを通して、豊かな心情を育むために校庭芝生の管理組織である芝生維持委員会による「校庭等開放」を実施します。

利用方法等については、「国立市立国立第二小学校校庭等開放利用規約」のとおりですが、利用するにあたっては、年度に 1 回の登録申込みが必要です。「国立市立国立第二小学校校庭等開放利用規約」を確認した上で、登録申込みをお願いいたします。

なお、ほうかごキッズを利用する場合は、ほうかごキッズへの登録が別途必要です。

1 提出先 芝生維持委員会事務局（国立第二小学校）

2 提出方法

別紙の「校庭等開放」登録申込書をプリントアウトし、所定の事項を記入し、担任までご提出ください。

3 問い合わせ先 芝生維持委員会事務局（国立第二小学校） 042-572-2197

副校長 柳澤

令和 年度「校庭等開放」登録申込書

令和 年 月 日

下記のとおり、「校庭等開放」の登録を申請します。

ふりがな 在籍児童氏名 (年 組)		ほうかごキッズ 有 ・ 無	学 童 有 ・ 無
ふりがな 在籍児童氏名 (年 組)		ほうかごキッズ 有 ・ 無	学 童 有 ・ 無
ふりがな 在籍児童氏名 (年 組)		ほうかごキッズ 有 ・ 無	学 童 有 ・ 無
児童以外の開放利用者氏名 (保護者・家族等)	1	【続柄 】	
	2	【続柄 】	
	3	【続柄 】	
	4	【続柄 】	
	5	【続柄 】	
住 所			
緊急連絡先			

※登録された情報は、国立第二小学校校庭等開放利用に関する目的以外には使用しません。

※下の学年のお子さんが提出

令和5年度（2023年）4月10日

同窓生の皆様
地域関係者の皆様

芝生維持委員会
事務局長 内田 辰彦

国立第二小学校「校庭等開放」利用者登録申込みについて（在籍児童以外）

国立第二小学校では、芝生化された校庭等（校庭【芝生】、遊具広場、二松前広場、体育館前広場）を学校で行う教育活動だけではなく、地域の活動等にも活用し、子供の体力向上を図るとともに、芝生や人との関わり、ふれあいを通して、豊かな心情を育むために、校庭芝生の管理組織である芝生維持委員会による「校庭等開放」を実施します。

利用方法等については、「国立市立国立第二小学校校庭等開放利用規約」のとおりですが利用するにあたっては、年度に1回の登録申込みが必要です。「国立市立国立第二小学校校庭等開放利用規約」を確認した上で、登録申込みをお願いいたします。

1 提出先

芝生維持委員会事務局（国立第二小学校）

2 提出方法

この用紙をプリントアウトし、以下の「校庭等開放」登録申込書に所定の事項を記入し、学校までご提出ください。

3 問い合わせ先 芝生維持委員会事務局（国立第二小学校）

042-572-2197
副校長 柳澤 謙

キリトリ

令和 年度「校庭等開放」登録申込書

令和 年 月 日

下記のとおり、「校庭等開放」の登録を申請します。

氏 名	
住 所	
連絡先	
利用者	同窓生（ 年卒） 本校就学予定の未就学児童とその保護者 国立第二小学校地域関係者（ ）

※登録された情報は、国立第二小学校校庭等開放利用に関する目的以外には使用しません。

校庭等利用上の留意事項

- 授業のある日は、一度お家に帰ってから遊びに来ます。
- 「定時のチャイム」がなったら遊びをやめて、後片付けをして帰ります。
- 遊び道具は「開放用」を使い、使い終わったら決められた場所にもどします。
- 自転車は自転車置き場において遊びます。校庭では自転車は乗りません。
- 校庭でおかし等を食べることはできません。特に芝生では水以外の飲み物を持ち込むことができません。
- 校庭に缶やガラスなど、危険なものを持ち込むことはできません。
- 校庭の芝生や植物をいためる遊びや、スパイク等芝生をいためるようなはきものの立ち入りはできません。